

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

申告書の提出期限は、**令和8年2月2日(月)**です。

申告書の提出先

紀の川市役所 税務課 固定資産税班（償却資産担当）
〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地
電話番号 0736-77-2511（代表）

- ◆申告書様式や手引は紀の川市ホームページ（<https://www.city.kinokawa.lg.jp/shisanzei/>）からダウンロードすることができます。
- ◆申告書を郵送される方で、受付印を押した申告書控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒（宛名を記入したもの）を同封してください。

《目 次》

I 償却資産とは

1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 申告が必要な資産・・・・・・・・・・	2
3 申告の対象とならない資産・・・・・・・・	2
4 業種別の主な償却資産・・・・・・・・	3
5 家屋と償却資産の区分・・・・・・・・	3

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方・・・・・・・・	5
2 マイナンバーについて・・・・・・・・	5
3 提出していただく書類・・・・・・・・	5
4 正当な理由のない不申告または虚偽の申告をした場合・・	7
5 記載例・・・・・・・・	7

III 申告における留意点

1 国税（所得税・法人税）との比較・・・・・・・・	11
2 割賦販売、リース資産について・・・・・・・・	11

IV 償却資産の課税について

1 固定資産税における償却資産の評価方法・・・・・・・・	12
2 課税標準、免税点、税率・税額・・・・・・・・	13

I 償却資産とは

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

※「事業の用に供する」とは

「事業」とは・・・

一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人の行う活動は事業に該当します。

「事業の用に供する」とは・・・

所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

償却資産の種類と具体例について

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		例 示
構築物	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設 等
	建物	プレハブ等の簡易な建物（家屋として課税されるものを除きます）
	建物附属設備	○受変電設備、中央監視制御装置、屋外給排水設備、特定の生産又は業務用の設備 等 ○テナント（入居者）が賃貸している家屋に施工した内装・造作・建築設備 等
機械及び装置		食料品・化学品・印刷等の製造加工機械、旋盤、ポンプ、フライス盤 太陽光発電設備 等
船舶		客船、貨物船、タグボート、遊覧船、レジャーボート 等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（0 及び 00～09、000～099、9 及び 90～99、900～999 ナンバー）、台車 等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除きます。
工具、器具及び備品		事務机、応接セット、冷暖房器具、テレビ、パソコン 等

2 申告が必要な資産

令和 8 年 1 月 1 日現在事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算をする上で減価償却の対象となる資産について、申告が必要です。（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第 341 条の規定によります。）

◎次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

少額資産	耐用年数 1 年未満または取得価格 20 万円未満の資産であっても、個別に減価償却している資産
固定資産勘定に未計上の資産	決算期以後 1 月 1 日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
償却済資産	法定の減価償却を終わって帳簿上残存価格のみ計上されている資産
建設仮勘定の資産	建設仮勘定で計上されていても、その一部が 1 月 1 日までに完成し、事業の用に供することができる資産
簿外資産	会社の帳簿に記載されていない資産
減価償却を行っていない資産	赤字決算等により減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産
遊休資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産
未稼働資産	既に完成しているが、未だ稼働していない資産
貸付資産	他の事業者に事業用として貸付けをしている資産
割賦買入資産	割賦金が完済されていないが、1 月 1 日現在において事業の用に供することができる資産
即時償却資産	租税特別措置法の規定により即時償却している取得価額 30 万円未満の資産
改良費 （資本的支出）	既存の償却資産の価値を増加させるための費用
福利厚生のに供する資産	社宅や寮等に係る構築物や備品等、間接的に事業の用に供されている資産

3 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税対象となりませんので、申告の必要はありません。

普通自動車・軽自動車	自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車、原動機付自転車
少 額 資 産	耐用年数が 1 年未満の資産又は取得価格が 10 万円未満のもので、一時に損金に計上したもの（ただし、取得価格 30 万円未満の資産で、中小企業等の少額資産特例を適用しているものは申告の対象）
一 括 償 却 資 産	国税において、取得価額 20 万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して 3 年間で償却を行うことを選択したもの
生 物	馬・牛・魚等の生物（ただし、観賞用・興行用に使用する生物は申告の対象）
無形減価償却資産	営業権・意匠権・鉱業権・漁業権・特許権・ソフトウェア・電話加入権 等
美 術 品 等	古美術品、遺物等のように歴史的価値や希少価値を有し、代替性のないもの（ただし、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、取得価格が 1 点 100 万円未満のものは申告の対象）

4 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ 等
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ、室内装飾品 等
工 場 ・ 作 業 所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車、看板 等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、サインポール 等
病 院 ・ 診 療 所	各種医療用機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、看板、待合室用いす 等
駐 車 場 業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機 等
不 動 産 賃 貸 業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消火器 等
パ チ ン コ 店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、カード発行機 等
自 動 車 整 備 業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー 等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤 等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機 等
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、駐車場設備、照明設備 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、給排水設備 等

5 家屋と償却資産の区分

（１）自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

家屋とするもの

- ・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等）

償却資産とするもの

- ・構造的に家屋と一体でないもの（簡単に取り外して移動できるもの等）
- ・独立した機械装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- ・特定の生産または業務の用に供されるもの（工場機械用動力配線、給排水設備、精密機械工場用空調、集塵設備、熱処理用ボイラー等）

（２）賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が、自らの事業を営むために取り付けた特定附帯設備（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等）を施工されている場合、賃借人の方（テナントの方）が償却資産の所有者として申告する必要があります。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

Ⅱ

償却資産の申告について

1 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店を経営されている方、駐車場や住宅・店舗などを貸付けている方など）で、1月1日現在に償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日（31日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに申告していただくことになっています。

該当資産を所有されていない場合や廃業・解散等の場合も、申告書「18 備考欄」にその旨（「該当資産なし」など）を記載のうえ、必ず提出してください。

2 マイナンバーについて

マイナンバーの記載欄には、個人番号または法人番号を右詰で記載してください。

個人事業者（またはその代理人）の方が、個人番号を記載した申告書を提出される場合は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認）をさせていただきますので、次の①～③の書類を1種類ずつ持参してください。

	① 番号確認	② 身元確認	③ 代理権確認
本人による提出	- 個人番号カード（裏面） - 通知カード - 個人番号記載の住民票	- 個人番号カード（表面） - 運転免許証 - 市が氏名を印字して送付した申告書類	
代理人による提出	- 個人番号カード（裏面） - 通知カード - 個人番号記載の住民票	- 代理人の個人番号カード（表面） - 代理人の運転免許証	- 税務代理権限証書 - 委任状 - 市が氏名を印字して送付した申告書類

※郵送の場合はコピーを同封してください。

※eLTAXで電子申告される場合は、本人確認資料は不要です。

3 提出していただく書類

（1）初めて申告される方 → 全償却資産を申告してください。

申告対象者	① 令和7年1月2日以降に紀の川市内で新たに事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書が送られてきた方
申告する資産	令和8年1月1日現在、紀の川市内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ＊それぞれ2部複写式となっています。全ての償却資産を記載し、2枚目は控えとして保管してください。 ＊申告書を郵送される方で、当市の受付印を押した申告書（控え）が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、控用申告書も提出してください。

(2) 前年度申告された方

→ 令和7年1月2日～令和8年1月1日の資産の増減を申告してください。

申告対象者	前年度（令和7年度）に申告された方
申告する資産	① 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得又は除却した資産 ② 令和7年1月1日以前に取得又は除却した資産で申告もれ等があった資産
提出する書類	① 償却資産申告書【紀の川市が作成し送付したもの】 ＊申告書を郵送される方で、当市の受付印を押した申告書（控え）が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、申告書を2枚提出してください。 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）【紀の川市が作成し送付したもの】 ＊記載事項に誤りや変更があれば朱書で修正してください。 ③ 種類別明細書（増加資産・全資産用）【緑色で2部複写式のもの】 ④ 種類別明細書（減少資産用）【赤色で2部複写式のもの】 ＊③、④は、それぞれ2部複写式となっています。前年中の増減を記載し、2枚目は控えとして保管してください。
その他	前年中に資産の増減がない場合、該当資産を所有されなくなった場合、廃業・解散などの場合も、申告書「18 備考」の欄にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。

(3) 電算処理により申告をされる方

償却資産申告書	全国統一様式(第26号様式)により、申告してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用) (減少資産用)	全国統一様式(第26号様式)により、申告してください。 独自の様式で申告される場合は、①～⑤の事項に留意してください。 ①全国統一様式による記載項目のすべてを記載する。 ②全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行う。 ③種類別明細書は、資産種類ごとに区分して作成し、区分ごとの合計額を記載する。 ④資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行う。 ⑤評価計算上の償却可能限度額は、取得価格又は資本的支出の95%までとする。 ※当市の受付印を押した申告書（控え）が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、申告書を2枚提出してください。

(4) 以下に該当する資産がある場合に提出いただくもの

課税標準の特例がある資産	課税標準の特例申請書※、事実を証明する書類（写）
増加償却を適用している資産	税務署長への届出書（写）

※申請書様式のダウンロードおよび必要な添付書類等の確認については、紀の川市ホームページをご覧ください。（<https://www.city.kinokawa.lg.jp/shisanzei/>）

(5) 電子申告（eLTAX）について

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して、インターネットでオフィスや自宅から申告ができます。

利用時間：8 時 30 分～24 時 00 分（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

※休日のご利用については、下記サイトをご確認ください。

詳しい内容や手続等については、eLTAX ヘルプデスクへお問合せください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

電話番号：0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合は 03-6745-0720

受付時間：9 時 00 分～17 時 00 分（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

4 正当な理由のない不申告または虚偽の申告をした場合

資産を所有している方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

5 記載例

8～10ページをご覧ください。

電名及び電

(3) 前年中に取得した資産の種類別会計額と、この欄の合計額は、種類別明細書の「増加資産(用)の取得価額」の取得価額と一致します。



十の字

例該当資産の有無
産の増減の有無
散・隠・廃止・休業・車
産の所在地変更(旧所
産承認・届出書・非課
正及び減免等の添付
の他当該申告について
いて記載して下さい。

業所等、資産の所在地が同一である場合には、その主たる場所の番地を指定し、2以上の資産の所在地は異なる場合には、それぞれ所在地を指定してください。

8

記載例

前年中に減少した資産の数量を単位をつけずに記載してください。

減少した資産の取得価額を右詰めに記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

当該資産に適用していた耐用年数を記載してください。

当該資産について、最初に申告した年数を記載してください。

所有者名を記載してください。

〇枚のうち、〇枚目というようにページ数を記載してください。

令和8年度

※ 申告年度を記載してください。 ※ 所有者コード 記載不要

種類別明細書(減少資産用)

第二十六号様式別表二 提出用

行番 資産 の 種類 号	資産 の 種類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取得価額 千円 百円	耐用 年数	減少の事由及び区分				摘 要	1枚のうち 1枚目
					年号	月			1 売却 2 滅失 3 異動 4 その他	1 全部 2 一部	1 2 3 4	1 2		
01	2	11000490	切断機	1	4	8	11	5,000	1	2	1	8	取得価格150万円(3機)のうち 50万円(1台)減少	1
02	2	11000491	溶接機	1	4	8	11	500	1	2	1	8		
03	6	11014362	ノートパソコン	1	4	9	5	1,000	1	2	1	8		
04									1	2	3	4		
05									1	2	3	4		
06									1	2	3	4		
07									1	2	3	4		
08									1	2	3	4		
09									1	2	3	4		
10									1	2	3	4		
11									1	2	3	4		
12									1	2	3	4		
13									1	2	3	4		
14									1	2	3	4		
15									1	2	3	4		
16									1	2	3	4		
17									1	2	3	4		
18									1	2	3	4		
19									1	2	3	4		
20									1	2	3	4		
小 計													6,500,000	

各資産に対応する数字を記載してください。
1-構築物
2-機械及び装置
3-船舶
4-航空機
5-車両及び運搬具
6-工具、器具及び備品

前年中に減少した資産を
取得した年月を記載してく
ださい。
年号については、
明治 → 1
大正 → 2
昭和 → 3
平成 → 4
令和 → 5
とし、対応する数字を記載
してください。

前年中に減少した資産の名称等を資産の
種類順に記載してください。
漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファ
ベット等を使用し、左詰めでいかに記載
してください。

同封の種類別明細書(増加資産・全資
産用)【紀の川市からプリントして送付
したもの】の「資産コード」欄に印字して
いる資産コードを右詰めに記載してく
ださい。

当該資産が減少した事由とその区分
について該当する番号をそれぞれ〇
で囲んでください。

1. 減少の区分が「2. 一部」に該当する
場合は、「取得価格300万円のうち100万
円減少」等、取得価格および減少した額を
摘要欄に記載してください。
2. その他当該資産が減少したことにつ
いて必要な事項を適宜記載してください。

申告書の取得価格(円)の合
計と一致します。

Ⅲ 申告における留意点

1 国税（所得税・法人税）との比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	法人：事業年度 個人：暦年
減価償却の方法	定率法のみ ＊減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ。	定率法又は定額法の選択制度 ＊平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ。
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）		
増加償却（所得税・法人税）	認められます	
少額の減価償却資産（耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産）	損金または必要な経費に算入したものは課税対象外 ＊本来の耐用年数を用いて毎年減価償却している場合は、申告の必要があります。	損金算入が可能
一括償却資産（取得価格20万円未満の減価償却資産）		
中小企業等の少額資産特例（取得価格30万円未満の減価償却資産）	課税対象	
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	残存価額1円

2 割賦販売、リース資産について

(1) 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。（地方税法第342条第3項）

(2) リース資産

リース資産（ファイナンスリース）については、通常リース会社からの申告となり、ユーザーは申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなど、ユーザーにて申告を要するものもありますので、取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

＊所有権移転外ファイナンスリース取引について、平成19年度税制改正により法人税、所得税の処理方法が変更されましたが、固定資産税は、従来どおりリース会社からの申告となります。

Ⅳ 償却資産の課税について

1 固定資産税における償却資産の評価方法

償却資産の評価は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本に行います。
資産一品ごとに次の計算を行い、評価額を求めます。

〔評価額の算定方法〕

- ① 前年中に取得のもの（初年度については、一律に半年償却を行います。）

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

↓
減価残存率

- ② 前年前に取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) = \text{評価額}$$

↓
減価残存率

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%よりも小さくなったときは、取得価額の5%をその価額とします。

【計 算 例】 取得価額:700,000円、取得時期:令和7年5月、耐用年数3年の資産の場合

$$\text{令和8年度} = 700,000\text{円} \times 0.732 = 512,400\text{円}$$

$$\text{// 9年度} = 512,400\text{円} \times 0.464 = 237,753\text{円}$$

$$\text{// 10年度} = 237,753\text{円} \times 0.464 = 110,317\text{円}$$

$$\text{// 11年度} = 110,317\text{円} \times 0.464 = 51,187\text{円}$$

$$\text{// 12年度} = 51,187\text{円} \times 0.464 = 23,750\text{円} \rightarrow 35,000\text{円}(\ast)$$

* 耐用年数に応ずる減価残存率は前年中取得0.732、前年前取得0.464 (14ページ参照)

* 令和12年度で算出額が取得価額の5%(35,000円)より小さくなりますので、

令和12年度以降は35,000円となります。

●主な償却資産の耐用年数

資産の種類		資産の内容	耐用年数	資産の内容	耐用年数	資産の内容	耐用年数
1	構築物	簡易な間仕切り	3	露天式立体駐車設備	15	ブロック塀	15
		工場緑化施設	7	コンクリート造下水道	15	金属製広告塔	20
		アスファルト舗装路面	10	コンクリート舗装路面	15	庭園	20
2	機械及び装置	総合工事業用設備	6	飲食料品小売業用設備	9	洗濯業、理容業、美容業	13
		農業用設備	7	食料品製造業用設備	10	又は浴場業用設備	
		飲食店用設備	8	飲食料品卸売業用設備	10	自動車整備業用設備	15
				道路貨物運送業用設備	12	太陽光発電設備(売電用)	17
3	船舶	モーターボート	4				
4	航空機	ヘリコプター	5	グライダー	5		
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車(金属性のもの)	7	台車(その他のもの)	4

6	工具・器具及び備品	パチンコ台	2	テレビ	5	電話・通信設備	6
		パチスロ台	3	応接セット接客業用	5	冷暖房用機器	6
		看板・ネオンサイン	3	厨房用品（陶磁器製又は	5	電気冷蔵庫・冷凍庫	6
		電子計算機(パソコン)	4	ガラス製以外のもの)		歯科診療用ユニット	7
		電子計算機(サーバー)	5	理容、美容機器	5	事務用机・いす非金属製	8
		プリンター	5	ファクシミリ	5	陳列棚(ケース) 冷凍機無し	8
		コピー機	5	陳列棚 (ケース) 冷凍機付	6	事務用机・いす金属製	15

上記以外の耐用年数については、総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索ができます（<https://elaws.e-gov.go.jp/>）。

●減価残存率表

次ページをご覧ください。

2 課税標準、免税点、税率・税額

(1) 課税標準額

個々の資産の評価額が課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その該当資産については決定価格にこの特例率を乗じたものが課税標準となります。特例該当資産がある場合は、6ページ（4）をご確認ください。

(2) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が、**150 万円**(免税点)未満のときは課税されません。

(3) 税率・税額

税率は1.4／100です。課税標準（1,000円未満切捨て）に、この税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。

（例）課税標準額 7,345,678円の場合

$$7,345,000\text{円} (7,345,678\text{円}) \times 1.4 / 100 = 102,800\text{円} (102,830\text{円})$$

（課税標準額 1,000 円未満切捨て） （税率） （税額 100 円未満切捨て）

●減価残存率表

耐用 年 数	減 価 率 (r)	減 価 残 存 率		耐用 年 数	減 価 率 (r)	減 価 残 存 率		耐用 年 数	減 価 率 (r)	減 価 残 存 率	
		前年中取 得のもの (1-r/2)	前年前取 得のもの (1-r)			前年中取 得のもの (1-r/2)	前年前取 得のもの (1-r)			前年中取 得のもの (1-r/2)	前年前取 得のもの (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934				
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936				

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- ☐ 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか？（わかる場合は、記載をお願いします。）
- ☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 増加事由の欄（１～４）の記入はありますか？
- ☐ マイナンバー（個人番号）または法人番号の記入はありますか？

※ 非課税・特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。

〒649-6492

和歌山県紀の川市西大井338番地

紀の川市役所 税務課

固定資産税班（償却資産担当） 行

切り取って、申告書送付の封筒に貼付してご利用ください。